

令和
7年度

徳島市中小企業販路拡大 支援事業補助金 のご案内

【対象者】本市内に本店があり（１年以上）、製造業を事業として営む中小企業者のうち、販路拡大したい製品及び販路拡大にあたって必要となる支援内容が明確である者。製品の開発・製造の主たる工程が自社の事業所に整っていない場合は対象外。

【補助金額等】補助率は、いずれも１／２（ただし、取組内容ごとの限度額を上限とする）。
また、複数のメニューに申し込む場合は、合算した上限額を７０万円とする。

【対象期間】令和８年２月２８日（土）まで。

【募集期間】令和８年１月３０日（金）まで。ただし、予算額に達し次第終了。

海外販路拡大事業

海外市場への販路拡大を図るために必要な市場調査、特許出願・商標登録等知的財産権取得、越境 EC モール出店、越境 EC サイト構築に係る費用を補助。

対象経費	◆海外市場調査業務委託料 ◆海外での知的財産権取得に係る経費（先行調査委託料、出願手数料、代理人委託料等） ◆越境 EC モール新規出店費用、越境 EC サイト新規構築費 等
限度額	５０万円

展示会等出展事業

首都圏や関西圏、海外などの県外の大規模な市場に向けた販売を主目的としない※１ 企業間取引（B to B）を目的とした展示会等（オンライン含む※２）への参加費用を補助。

対象経費	◆出展料（小間代） ◆小間装飾代 ◆運搬費 ◆通訳費 ◆交通費、宿泊費 ◆商談・展示指導・助言業務委託料 ◆リモートによるプレゼンテーション機器等レンタル料等	
限度額	３０万円 ※国内のみの場合	５０万円 ※海外ありの場合

※注１）販売を一部含む展示会については、対象経費と限度額を制限し対象事業とみなす場合があるので、事前に問い合わせ下さい。

※注２）オンライン展示会等は、従来対面展示会で開催されていた展示会がオンラインで開催されるものに限る。

製品開発・改良事業

市場のニーズをとらえた新製品の開発・既存製品の改良に係る費用を補助。

対象経費	◆技術等指導・助言業務委託料 ◆原材料、副資材費 ◆機械装置、工具器具のリース、レンタル料 ◆外注・委託費（性能検査等） ◆デザイン製作業務委託料 等	
限度額	３０万円	５０万円 ※外部専門家委託又は専門機関との共同研究を行う場合
		７０万円 ※外部専門家委託と専門機関との共同研究の両方を行う場合

《問い合わせ先・申請窓口》

〒770-8571 徳島市幸町２丁目５番地
徳島市役所 経済部 経済政策課
T E L : 088-621-5225
E-mail : keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

申請様式や補助金交付要領など、詳しくは市ホームページでご確認ください。

